

補助制度のご案内

藤沢市では、融資制度を利用する方の負担を軽減するための補助制度を実施しています。補助を受ける場合は申請が必要となりますので、要件等を確認のうえ、手続きをしてください。
 (※「市税の滞納がある場合」や「市外転出した場合」など、対象外となることがあります。)

1 信用保証料補助制度

神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料の一部を補助する制度です。

補助対象資金	補助額	申請方法等
<ul style="list-style-type: none"> 中小企業支援資金(※借換資金以外) 景気対策特別資金(※借換資金以外) 小規模企業緊急資金 雇用安定対策特別資金 創業支援融資(神奈川県制度融資) 	支払った信用保証料の90%の額(上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は、融資申込み時に融資受付窓口でお渡しします。(創業支援融資利用者には郵送で通知します) 融資実行後、金融機関へ申請書を提出してください。 ※対象補助額を四半期ごとにとりまとめて交付します。 ※保証料を払い込んでから1年以内に補助金の交付申請をしない場合、補助金を受ける資格は消滅します。

2 利子補給制度

金融機関に支払った利子の一部を補助する制度です。

補助対象資金	対象者	補助率	利子補給期間	申請方法等
中小企業支援資金(設備導入特別資金)	当該資金利用者	年0.5%以内	2年間(上限20万円)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は、対象期間(1月～12月)終了後、融資受付窓口から郵送します。 指定された期日までに、融資受付窓口へ申請書を提出してください。 ※対象期間分の補助額を一括で交付します。(5月頃交付予定)
景気対策特別資金	最近3か月又は6か月の売上額が直近3か年のいずれかの年の同期と比べて、20%以上減少している方	年1.3%以内	1年間	
小規模企業緊急資金	当該資金利用者	年0.9%以内	3年間	
(神奈川県制度融資) ① スタートアップ融資 ② 創業支援融資	当該融資利用者のうち、藤沢市内に主たる事業所を有する方 【主たる事業所】 ・法人＝本店登記がある事業所 ・個人＝主となる事業所	年1.0%以内	① 2年間 ② 2年間	
(日本政策金融公庫) ① マル経融資 ② 女性、若者/シニア起業家支援資金	当該融資利用者のうち、藤沢市内に主たる事業所を有する方 【主たる事業所】 ・法人＝本店登記がある事業所 ・個人＝主となる事業所	支払った利子の1/2以内	① 3年間 ② 2年間(上限10万円)	

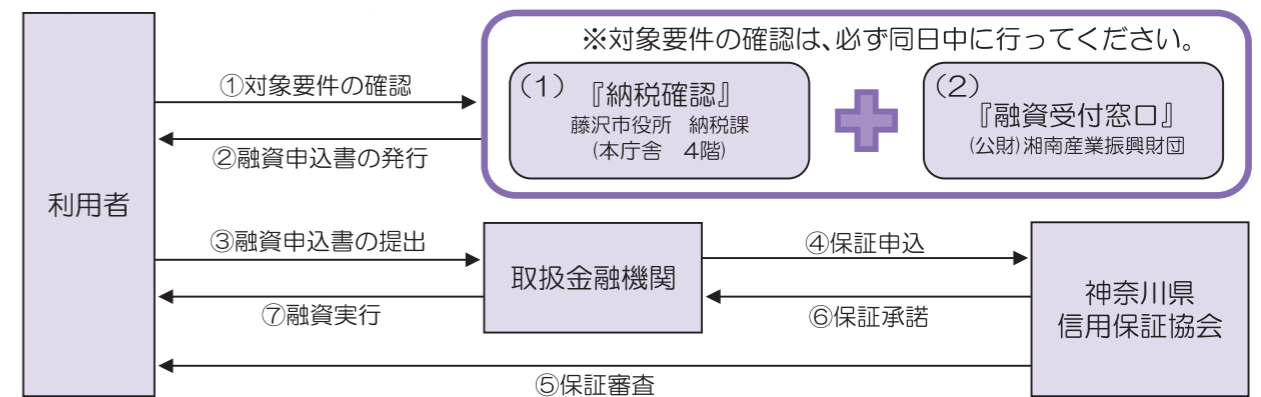
相談窓口のご案内

取扱内容	名称(窓口)	住所・電話番号
融資受付窓口 対象要件の確認など融資制度全般のご相談	(公財)湘南産業振興財団	藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館2階 TEL 0466-21-3811
マル経融資の受付窓口 経営専門相談【要予約】	藤沢商工会議所	藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館2階 TEL 0466-27-8888
信用保証に関すること 金融相談・経営相談	神奈川県信用保証協会 藤沢支店	藤沢市藤沢607-1 藤沢商工会館4階 TEL 0466-23-0792
神奈川県制度融資に関すること 金融相談	神奈川県 金融課	横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-5677(融資グループ) TEL 045-210-5695(金融相談窓口)
藤沢市融資制度に関すること	藤沢市 産業労働課	藤沢市朝日町1-1 本庁舎8階 TEL 0466-50-3530(直通)

2019年度 藤沢市中小企業 金融のしおり

藤沢市中小企業融資制度は、市内中小企業の振興と経営の安定を図るための制度です。融資を利用する際は、市による対象要件確認後に金融機関へ申込み、金融機関と神奈川県信用保証協会の審査を受けてから実行されます。

融資利用までの流れ



※事前に取扱金融機関の窓口でご相談いただくと、①～②の手続きを取扱金融機関へ委任できる場合があります。

『融資受付窓口』のご案内

※藤沢市は、融資受付業務を(公財)湘南産業振興財団に委託しています。

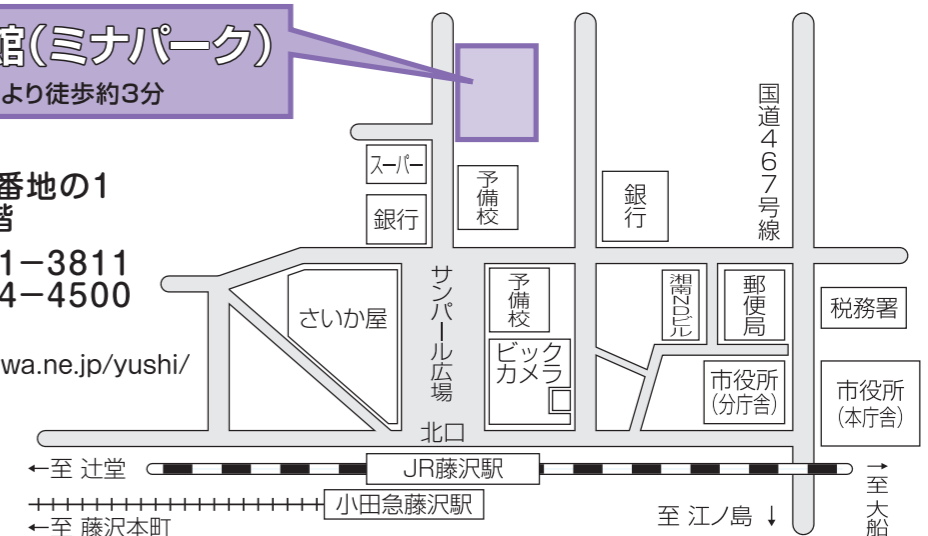
(公財)湘南産業振興財団 融資担当

【受付時間】 9:00～16:30 (12:00～13:00除く、土日祝・年末年始除く)

藤沢商工会館(ミナパーク)

藤沢駅北口より徒歩約3分

〒251-0052
 藤沢市藤沢607番地の1
 藤沢商工会館2階
 電話 (0466) 21-3811
 FAX (0466) 24-4500
 ホームページアドレス
<http://ssc.cityfujisawa.ne.jp/yushi/>



《 藤沢市中小企業融資制度のお申込みにあたって 》

【利用資格要件】及び【(資金ごとの)追加利用資格要件】をすべて満たしていることを確認していただき、必要書類等をお揃いのうえ、『藤沢市役所 納税課』及び『融資受付窓口((公財)湘南産業振興財団)』にて、対象要件の確認を受けてください。

なお、確認依頼書の作成後、融資受付窓口への申込み前に、『藤沢市役所 納税課』にて納税確認を受けると手続きがスムーズに行えます。(※対象要件の確認は、必ず同日中に行ってください。)

【取扱金融機関】

横浜銀行 スルガ銀行 静岡銀行 神奈川銀行 静岡中央銀行 みずほ銀行 きらぼし銀行
三菱UFJ銀行 かながわ信用金庫 横浜信用金庫 湘南信用金庫 城南信用金庫

※原則として、市内支店での取扱いとなりますが、市外支店でも取扱いできる場合があります。

【利用資格要件】 ※全資金共通

1. 中小企業信用保険法に定める中小企業者(対象外業種あり)又は協同組合等であること
2. 市内に主たる事業所(注1)を有し、市内において既に事業を営んでいること
3. 許認可等を要する事業の場合はその許認可等を受けていること
4. 市税の滞納がなく、必要な申告義務を怠っていないこと
(注1) 主たる事業所
・法人＝本店登記がある事業所 ・個人＝主となる事業所

【融資受付窓口で提出する書類等】 ※全資金共通

1. 藤沢市中小企業融資対象要件確認依頼書(兼申込書)※5枚複写(融資受付窓口又は各金融機関でお渡しします)
2. 《許認可等を要する事業の場合》その許認可証等の写し
3. 《設備資金の場合》見積書の写し(有効期限内かつ発行元の記名押印がされたもの)※車両の場合は注文書等も可
融資実行前に当該設備(車両以外)の売買契約、発注等が行われていないことを確認します。
4. 《個人事業者の場合》事業内容が確認できる書類(※事業開設届の写しが必要になる場合があります)
5. 《NPO法人の場合》直近2か年分の事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿並びに社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面)、収益事業を行っている場合は、直近2か年分の収益事業分の確定申告書
6. 《申請希望の資金を既に利用している場合》申請時の残額がわかる書類(返済予定表など)
7. 《代理で手続きをする場合》委任状(※納税確認時には、身分証の提示も必要になります)
8. 代表者印(個人の場合は認印)

2019年度 藤沢市中小企業融資制度一覧

(2019年4月1日現在)

資金名	資金用途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	返済方法	(資金ごとの)追加利用資格要件	(資金ごとの)追加必要書類等 (注2)市及び信用保証協会の様式は、ホームページからダウンロードできます。	補助制度対象		
								信用保証料	利子	
中小企業支援資金	運転/設備	5,000万円	短期	1.5%以内	1年以内	一括返済	追加要件なし	追加書類なし	●	—
			長期	(1年超5年以内) 1.8%以内	運転資金 7年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	◎保証協会の借換保証により、資金調達の円滑化が図られること	◎事業計画書(神奈川県信用保証協会様式)(注2) ◎借り換える資金の残額がわかる書類(返済予定表など)	—	—
				(5年超10年以内) 2.1%以内	設備資金 10年以内 (据置12か月以内)				◎市内における事業活動に必要な設備導入を計画していること ◎【運転資金と併用する場合】設備資金として利用する金額が、利用総額の1/2以上を占めていること	◎設備導入計画書(藤沢市様式)(注2)
設備導入特別資金	(1年超10年以内) 1.5%以内	※神奈川県信用保証協会の保証期間に係る規定による								
景気対策特別資金	運転/設備	2,000万円	1.4%以内	7年以内 (据置12か月以内)	元金均等 割賦返済	◎1年以上同一事業を継続して行っていること ◎最近3か月又は6か月の売上額又は売上総利益額の合計が直近3か年のいずれかの年の同期と比べて減少していること	◎「最近3か月又は6か月」及び「直近3か年のいずれかの年の同期」の売上額又は売上総利益額が確認できる財務書類(試算表など) ◎個人事業者で市外在住の方は、県税事務所の発行する個人事業税の納税証明書	●	●	
						※【景気対策特別資金】の利用資格に加え、 ◎市融資制度からの借換により、資金調達の円滑化が図られること	※【景気対策特別資金】の必要書類に加え、 ◎事業計画書(神奈川県信用保証協会様式)(注2) ◎借り換える資金の残額がわかる書類(返済予定表など)	—	(要件あり)	
小規模企業緊急資金	運転/設備	500万円	1.8%以内	5年以内 (据置4か月以内)	元金均等 割賦返済	◎従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下(注3)) (注3) 宿泊業・娯楽業は20人以下	追加書類なし	●	●	
雇用安定対策特別資金	運転/設備	2,000万円	1.1%以内	5年以内 (据置6か月以内)	元金均等 割賦返済	◎公共職業安定所等より雇用関係助成金の支給決定を受けていること	◎雇用関係助成金の支給決定通知書の写し	●	—	

【融資制度利用時の注意点】

◎次のいずれかに該当する方は、藤沢市中小企業融資制度を利用できない、もしくは、その利用を取り消す場合があります。

- (1) 藤沢市税を滞納している方
- (2) 金融機関から取引停止を受けている方
- (3) 金融機関等から融資を受け、その返済を延滞している方
- (4) 返済能力がないと認められる方
- (5) 融資制度を不正に利用した方
- (6) 保証協会が代位弁済している方及びその保証人となっている方
- (7) 融資申込内容を無断で変更した場合(※利用資金、資金用途、利用資金の増額等)
- (8) その他市長が不適当とする場合

◎次の資金用途では、藤沢市中小企業融資制度を利用できません。

- (1) 開業資金
- (2) 旧借換のための資金(※「借換資金」を除く)
- (3) 権利金、保証金、敷金
- (4) 事業の用に供さない土地購入資金
- (5) 出資金及びこれに類する資金
- (6) 投機的資金
- (7) 転貸資金
- (8) 生活資金
- (9) 住宅資金
- (10) しゃし遊興資金
- (11) その他市長が不適当とする資金